Information 01

国民年金

被災された国民年金被保険者の皆さんへ

国民年金保険料免除等のお知らせ

被災に伴い、住宅、家財、その他の 財産について、おおむね2分の1以上 の損害を受けられた方等は、ご本人か らの申請に基づき、国民年金保険料が 全額免除になります。

申請には免除申請書のほかに被災状 況届(国民年金保険料免除申請用)を添 付していただく必要があります。被災 状況届は日本年金機構のホームページ からダウンロードできます。

免除の申請手続きは、平成23年7 月末日までに行ってください。

※保険料の口座振替を利用している方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続をとっていただく必要がありますので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

週郡山年金事務所 **☎**024-932-3434 町 民 生 活 課 **☎**72-6933

くらし

罹災証明が必要な方へ

このたびの東日本大震災により、住宅などが被害を受け保険の請求などに「罹災証明書」が必要な方は、町民生活課にお問い合わせください。

なお、申請用紙は役場のホームページ (地震被害状況のページ) からダウンロードできます。

間町民生活課 ☎72-6933

山開き

矢大臣山山開き

■日時 5月15日 🗓

10:00~ 安全祈願祭 当日、記念品を準備しています。

山開き

高柴山山開き

■日時 5月22日 🗎

10:00~ 安全祈願祭

当日、記念品を準備しています。

まちづくり

地域のがんばりを応援 します!

町民が主役のまちづくりを一層推進 するため、町民が自主的に行うまちづ くり活動の経費に対し補助金を交付し ます。

■補助対象となる団体

次のすべての要件を満たす団体とします。

- ①社会的、地域的な課題に取り組む非 営利活動を行う団体で活動拠点が町 内にあり、町内で活動する団体。(N PO法人、住民グループ、ボランティ ア団体)
- ② 5 人以上で構成され、代表者は20 歳以上の町内に居住する方
- ③政治活動、宗教活動、営利活動を目 的としない団体

■補助対象となる活動

住民活動団体が行う公益的かつ新たなまちづくり活動で、次の要件を満たすものとします。

- ①町内で実施される活動
- ②地域の課題などに自主的に取り組む 活動や地域の活性化などにつながる 活動
- ③環境、福祉、文化、スポーツ、その 他の各分野における町民を対象にし たまちづくり活動

■補助金の額

1団体あたり55,000円を上限とします。

- ■募集期間 5月31日必まで
- ■募集件数 10件
- ■応募方法

上記募集期間内に申請書類をご提出 ください。申請書類についてはお問 い合わせください。

■注意事項

行政区や企業は該当しません。

・地域の継続事業や恒例となっている "お祭り"、"運動会"などは該当しま せん。

- ・自己の利益や特定の団体などの利益 につながる活動は該当しません。
- ・国、県などのほかの補助制度の対象 となる活動は該当しません。
- ■問い合わせ・申請先 企画商工課 ☎72-6938 FAX71-1037

農業

農作業事故を防ぎま しょう

農作業が始まる時期となってきました。毎年農作業による死亡事故が増加しています。特に、高齢者による事故、機械操作に伴う事故が多くなっています。

高齢者が農作業をする場合は、なるべく一人での作業を避け、複数で作業するようにしてください。また、農作業で機械を操作する場合は時間に余裕を持ち、安全の確認不足や誤操作がないように計画を立てて作業をしましょう。

間農林振興課 ☎72-6935

防災

山火事を防止しま しょう

この時季は、空気が乾燥し風の強い 日が多いことから、枯れ草や樹木が燃 えやすく山火事が発生すると拡大する 危険性が高くなります。

山に出入りする一人一人が、火の取り扱いに注意して、山火事の防止に努めましょう。

■山火事防止のための注意点

- ▷枯れ草などがある場所では、たき火 をしない。
- ▷たき火などの後、その場所を離れる ときは完全に消火する。
- ▶風が強い時や空気が乾燥している時は、たき火をしない。
- ▶たばこの吸いがらは携帯用灰皿などで持ち帰る。
- ▷火遊びは絶対にしない。
- ▷みんなで放火されない環境をつくる。

間郡山消防本部 ☎024-923-8172

町民生活課・小野町消防団

☎72-6933